

# 無料相談

## ■市民総合相談課(市役所本庁舎 28 番窓口)【予約不要】

### 《暮らし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど  
(専門相談員対応)

とき：平日 8:30 ~ 17:15 (面談・電話相談)  
☎ 0857-20-4894

### 《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること(専門相談員対応)

とき：平日 8:30 ~ 17:15 (面談・電話相談)  
☎ 0857-20-3863

※土日祝日(年末年始以外)は消費者ホットライン  
☎ 188(局番なし)をご利用ください。

## 下記相談の問い合わせは市民総合相談課(28番窓口)

☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

## ■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内 1 回(弁護士対応)

とき：2月4日(火)、10日(月)、18・25日(火)  
13:00~15:30(定員各5人・1人30分以内)

ところ：本庁舎 2 階 28 番窓口

予約：1月24日(金) 8:30 ~  
(先着順、定員になり次第終了)

## ■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】(社会保険労務士対応)

とき：2月12日(水) 13:00 ~ 15:30(定員5人)

ところ：本庁舎 2 階 28 番窓口

予約：2月5日(水) まで  
(先着順、定員になり次第終了)

## ■土地境界に関する相談【電話予約制】(土地家屋調査士対応)

とき：2月20日(木) 13:00 ~ 15:45(定員3人)

ところ：本庁舎 2 階 28 番窓口

予約：2月13日(木) まで  
(先着順、定員になり次第終了)

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

## 多重債務・ヤミ金融など相談会

☎ 県消費生活センター  
(県庁第二庁舎東部消費生活相談室)  
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

弁護士などの専門家による無料相談会

とき：2月19日(水) 13:30 ~ 15:00 ※要予約  
ところ：県庁議会棟第 13・14 会議室

## 人権・生活相談

☎ 中央人権福祉センター  
☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

とき：1月14・28日(火)  
15:00 ~ 15:50、16:00 ~ 16:50

ところ：人権交流プラザ

内容：人権に関わること、生活上の悩みなど

定員：各回 1 人(カウンセラー対応)

※相談日以外の平日 8:30 ~ 17:15 は人権福祉員が対応

## 行政への困りごと相談

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど  
(行政相談委員対応)

とき：1月8日(水)・21日(火)・28日(火)・  
2月6日(木) 13:30 ~ 15:00

ところ：1月 8日 = 輝なんせ鳥取  
1月 21日 = さざんか会館  
1月 28日 = 国際交流プラザ  
2月 6日 = 麒麟 Square 情報スペース

※翌月 7 日までの情報を掲載しています。

## 特設人権相談

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

とき：1月9日(木) 13:30 ~ 15:30

ところ：さざんか会館

内容：人権問題全般(人権擁護委員対応)について、  
人権侵害が認められる相談については調査救済(法務局対応)を行うことができます。

※法務局においても平日(8:30 ~ 17:15)は毎日相談  
に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

## 行政書士相談

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

### ■行政書士会無料相談 ※要予約

・1月11日(土) 10:00 ~ 14:00 (1人30分程度)  
中央図書館 2 階多目的ホール  
・2月 2日(日) 10:00 ~ 15:00  
気高図書館 2 階会議室

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

### ■外国人無料相談会 ※要予約

とき：1月8日(水) 10:00 ~ 12:00

ところ：鳥取県立図書館 2 階

内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他  
※日本人の相談も可、英語・中国語対応可

## かのご注文はインターネットショップ「とっとり市」で

☎ とっとり市カスタマーセンター ☎ 0857-54-1952 🌐 <https://tottori-ichi.jp/>



松葉がに

とっとり市 検索



さらに、ジューシーで甘い「王秋梨」、最高の肉質を誇る「鳥取和牛」、一粒一粒がきらめく美味しいお米「星空舞」、豊かな自然と清らかな水で醸された「地酒」など、多彩な特産品も取り揃えています。

新年のご挨拶や冬の贈り物として、大切な人への感謝の気持ちを伝えるのに最適です。インターネットショップ「とっとり市」をぜひチェックしてみてください。

鳥取市公認インターネットショップ「とっとり市」では、地元の目利きが選んだ旬の「松葉がに」を全国へ直送します。

松葉がには、甘くて弾力のある身と濃厚なカニ味噌が絶品。茹でや焼き、刺身など多様な調理法で楽しめます。一度食べたら忘れられない美味しさです。

自宅にいなから、鳥取を代表する冬の味覚「松葉がに」をインターネットで手軽に注文ができます。「松葉がに」を食べたい、贈りたいという人は、ぜひインターネットショップ「とっとり市」をご利用ください。



## 「とっとり市」公式 LINE ではお友だちを募集中



毎月 10 日は「とっとり市の日」。とっとり市公式 LINE トーク内でお得なクーポンが抽選で当たるキャンペーンを実施しています。旬のおすすめや人気商品のご紹介など、最新情報やお得なセール情報が満載です。ぜひこの機会に友だち登録をお願いします。



### ガード博士からのワンポイント!

勧誘時の説明に  
惑わされず、契約内容を  
確認するのじゃよ!



ガード博士

「アドバイザー」に関する相談が寄せられています。アドバイザーは、サーバーなどの機器をレンタルする場合と購入する場合があり、それぞれ解約条件などが異なります。契約する前にしっかり確認する必要があります。事例は、クーリング・オフの適用はありませんが、事業者によっては、独自にクーリング・オフを設けている場合があります。契約書面を確認しましょう。

3日前、スーパーの特設会場で、「ウオーターサーバーを使っていますか」と声をかけられた。「他社のを使っている」と答えたら、「5日間、特設会場を設置し、キャンペーンをしている。解約料をキャッシュバックするので当社に乗り換えないか」と勧誘された。ウオーターサーバーは数種類展示されていた。月々の支払金額を聞き、乗り換えても損することはないかと思いついたが、サーバーは購入契約で、3年以内に解約すると、残債を一括請求されることがわかった。解約したい。

注意!  
ウオーターサーバーの勧誘に  
本庁舎鳥取市消費生活センター  
☎ 0857-20-3863  
☎ 0857-20-3919  
メーブル助手

No.142  
ガード博士とメーブル助手の  
消費者トラブル講座